

令和 年 月 日

福島県知事 様

住 所

業務を行う
役員の氏名

印

誓 約 書

私は採石法第 3 2 条の 4 第 1 項第 1 号から第 5 号まで及び第 7 号に該当しないことを誓約
します。

(参考：採石法抜粋)

第 3 2 条の 4

- 一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- 二 第 3 2 条の 1 0 第 1 項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者
- 三 第 3 2 条の登録を受けた者（以下「採石業者」という。）であって法人であるものが第 3 2 条の 1 0 第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 3 0 日以内にその採石業者の業務を行う役員であった者でその処分のあった日から 2 年を経過しないもの
- 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- 五 法人であって、その業務を行う役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 六 (略)
- 七 暴力団員等がその事業活動を支配する者